五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
二十一人以上三十人以下	三人
十一人以上二十人以下	二人
十人以下	一人

2　前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあっては申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあっては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が第五条第二号の基準に適合する者である場合には、介護職種に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、事業所の技能実習生の総数が、当該事業所の常勤介護職員の総数を超えないものとする。

一　前項第一号に規定する企業単独型技能実習　第一号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二　前項第二号に掲げる技能実習　同号の表の上欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数

（本邦の営利を目的としない法人）

第四条　介護職種に係る規則第二十九条第二項に規定する告示で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一　規則第二十九条第一項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に規定する法人であること。

二　当該法人の目的に介護、医療又は社会福祉の発展に寄与することが含まれる全国的な団体（その支部を含む。）であって、介護又は医療に従事する事業者により構成されるものであること。

（監理団体の業務の実施に関する基準）

第五条　介護職種に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　規則第五十二条第八号に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　五年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であって、介護福祉士の資格を有するものであること。

ロ　イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二　第三号技能実習の実習監理を行うものにあっては、規則第三十一条第一号及び第二号に掲げる事項について、介護職種に係る実績等を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること。

別表第一（第一条第二号イ関係）

科目	教育内容	時間数
日本語	総合日本語	一〇〇
	聴解	二〇
	読解	一三
	文字	二七
	発音	七
	会話	二七
	作文	六
	介護の日本語	四〇
合計		二四〇

別表第二（第一条第二号ロ関係）

科目	教育内容	時間数
日本語	発音	七
	会話	二七
	作文	六
	介護の日本語	四〇
合計		八〇

別表第三（第一条第二号ニ関係）

科目	教育内容	時間数
技能等の修得等に資する知識	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	六
	コミュニケーション技術	六
	移動の介護	六
	食事の介護	六
	排泄の介護	六
	衣服の着脱の介護	六
	入浴・身体の清潔の介護	六
合計		四二

○経済産業省告示第二百二十七号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第一条の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成